

The Japanese Institute of
Certified Public Accountants

監査事務所及び監査業務における 国際品質マネジメント基準（審査を含む）の改正

2021年1月28日
日本公認会計士協会

目次

I. 総論

1. 背景
2. 適用日
3. 今後IAASBから公表予定の資料

II. ISQM 1「監査事務所の品質マネジメント」

1. ISQM 1の全体像
2. 品質マネジメントにフォーカスした新しいアプローチ
3. 全般的な論点
4. 監査事務所のリスク評価プロセス
5. ガバナンスとリーダーシップ
6. 職業倫理規程
7. 契約の新規の締結及び更新
8. 業務の実施
9. リソース
10. 情報とコミュニケーション
11. 監視及び改善
12. ネットワーク
13. 品質マネジメントシステムの評価
14. 文書化

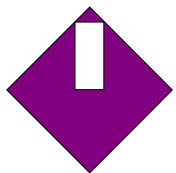
目次

III. ISQM 2「審査」

1. ISQM 2とISQM 1及びISA 220との相互関係
2. ISQM 2の目的
3. 審査担当者の選任及び適格性
4. 審査の実施

IV. ISA 220(改訂)「監査業務における品質マネジメント」

1. 全般的な論点
2. 監査責任者の品質に対する責任
3. 職業倫理規程
4. 業務実施のためのリソース
5. その他の重要な改訂点



The Japanese Institute of
Certified Public Accountants

I . 総論

1. 背景

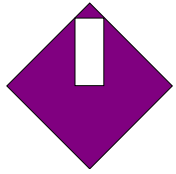
- 2013年7月: クラリティ版国際監査基準(ISA)適用モニタリングの報告書を公表。ISQC 1 及びISA 220に関して以下の指摘
 - ISQC 1が中小規模の事務所にも柔軟に適用可能であることを示す追加のガイダンスが必要
 - ISQC 1及びISA 220の様々な側面(例えば、審査)について、より強化が必要
- 2015年12月: コメント募集文書「公共の利益を踏まえた監査品質の向上-職業的懐疑心、品質管理及びグループ監査」(ITC)を公表
 - ISA適用モニタリングや規制当局を含めた監査の利害関係者に対する継続的なアウトリーチ活動の結果を踏まえ、品質管理、グループ監査、職業的懐疑心に関する主な論点について利害関係者の意見を募集
- 2016年12月: ISQC 1及びISA 220の改訂に関するプロジェクト・プロポーザルを承認
- 2019年2月8日: ISQM 1、ISQM 2及びISA 220(改訂)の公開草案を公表
 - ISQM 1「監査事務所における品質マネジメント」(現行のISQC 1)
 - ISQM 2「審査」(審査に関する新規の品質基準)
 - ISA 220(改訂)「監査業務における品質マネジメント」
- 2020年9月: IAASBの最終承認
- 2020年12月: 公益監視委員会(PIOB)の承認、基準公表

2. 適用日

- 適用準備期間を考慮し、ISQM1の適用日は2022年12月15日と決定
 - ISQMに従った品質マネジメントシステムは、2022年12月15日までに、デザイン及び適用されなければならない。
 - 但し、品質マネジメントシステムの評価は、2022年12月15日から1年以内に行わなければならない。
 - なお、早期適用も認められる。
- ISQM2の適用は、業務に応じて以下のとおり設定
 - 財務諸表の監査及びレビューは、2022年12月15日以後開始事業年度から
 - その他の保証業務及び関連サービス業務は、2022年12月15日以後
- ISA220の適用は、2022年12月15日以後開始事業年度の財務諸表の監査から

3. IAASBから公表済み又は公表予定の資料

- 結論の背景”Basis for Conclusion”（2020年12月）
- 初度適用ガイド”First Time Implementation Guide”（2021年1月）
- 基準概要”Fact Sheets”（2020年12月及び2021年第1四半期）
- FAQ “Frequently Asked Questions”（2021年第1四半期）
- 解説ビデオ “Videos”（2021年第1四半期）
- 広報用紹介ビデオ “Multimedia Asset (animated video) to introduce the QM standards”（2020年12月）



II. ISQM 1「監査事務所の品質マネジメント」 ISQM 1 “Quality Management for Firms that Perform Audits or Reviews of Financial Statements, or Other Assurance or Related Services Engagements”

1. ISQM 1の全体像

ISQM1の構成

品質マネジメント・システム

監査事務所のリスク評価プロセス

ガバナンスとリーダーシップ

職業倫理規程

契約の新規の締結及び更新

業務の実施

リソース

情報及びコミュニケーション

(特定の対応)

監視及び改善

ネットワーク

品質マネジメント・システムの評価

文書化

本スライド資料

スライド15

スライド18～29

スライド30

スライド31

スライド32

スライド33

スライド34～36

スライド37

(スライド27～28)

スライド38～44

スライド45

スライド46

スライド47～48

2. 品質マネジメントにフォーカスした新しいアプローチ

- ISQM等の適用モニタリング
- 監査規制当局による検査結果
- 中小事務所による適用のための追加アクションの要望 等



- 監査事務所の品質管理システムにおける厳格性の向上が必要
- 監査事務所の規模や複雑性にかかわらず、基準が全ての監査事務所に適合することが必要



- 監査事務所のリーダーシップによる積極的な品質マネジメントを強調し、かつ、基準の適用の柔軟性を確保するため、新しいアプローチ(品質マネジメント・アプローチ)を採用
 - 品質に対するリスクのマネジメントにフォーカスした新しいアプローチ(品質目標の設定→品質リスクの識別と評価→対応のデザインと適用)
 - 各監査事務所の状況や実施する業務の内容に応じて、適合した品質マネジメント・システムを整備・運用する。

2. 品質マネジメントにフォーカスした 新しいアプローチ

- 新しいアプローチによって想定される便益
 - 個々の監査事務所の状況や実施する業務の内容に応じた品質管理システムが整備・運用される結果、品質リスクに対処するため監査事務所が実施する活動の有効性が改善されること。また、監査事務所のリソースの利用方法が効率化されること。
 - 状況の変化に応じた積極的な対応、リスクの積極的なマネジメント、及び継続的な改善が促進されること。また、環境変化に応じた基準の目的適合性 (fit for purpose) の維持にも役立つこと。
 - システムの継続的な改善や適切性の検討を促進するための、システム全体に対する監視及び適時かつ有効な改善が強調されること。
 - システムの構成要素間の統合が強化され、改善のための継続的なプロセスや、判断がシステム全体に及ぼす影響の検討が促されること。

- 品質マネジメント・アプローチの採用を受け、現行のISQC 1の表題及び基準本文で使われていた「品質管理(Quality control)」の表現は、「品質マネジメント(Quality management)」に変更する。

2. 品質マネジメントにフォーカスした 新しいアプローチ

品質マネジメント・システムの構成要素

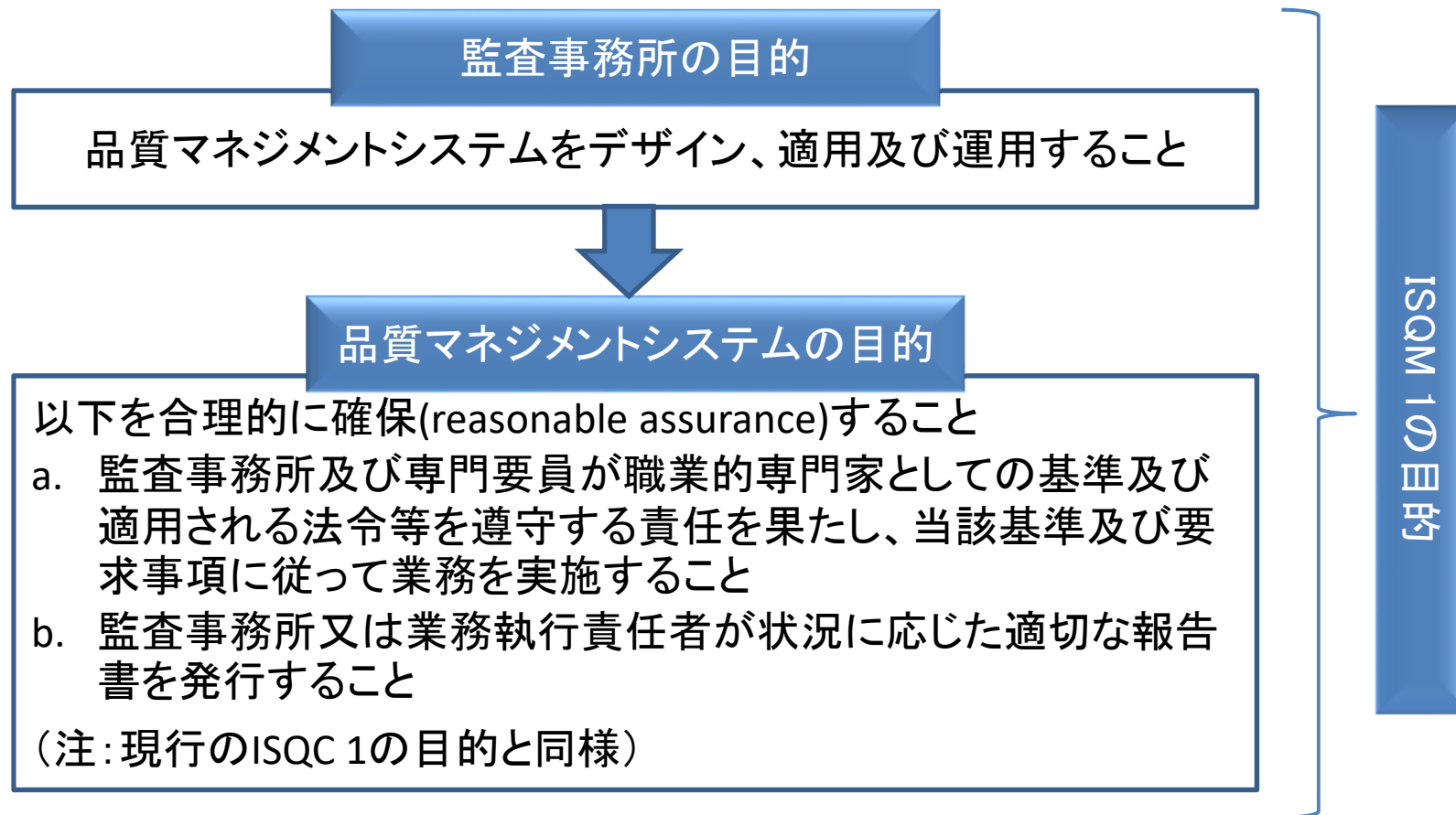


- 監査事務所のリスク評価プロセス(新規)
- ガバナンスとリーダーシップ(従来の「品質管理に関する責任」)
- 職業倫理規程
- 契約の新規の締結及び更新
- 業務の実施
- リソース(従来の「専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任」にテクノロジー資源、知的資源及びサービスプロバイダーを追加)
- 情報とコミュニケーション(新規)
- 監視及び改善(従来の「品質管理のシステムの監視」)

3. 全般的な論点

(1) 基準の目的

- ISQM 1の目的は、以下の通り、「監査事務所の目的」と「品質マネジメントシステムの目的」で構成(ISQM1第14項)



3. 全般的な論点

(2) 公共の利益

- ISQM 1の目的との関係で、公共の利益について、以下を記載(ISQM 1第15項)
 - 公共の利益は、高品質の業務の一貫した実施により成り立つこと
 - 品質マネジメントシステムのデザイン、適用及び運用は、品質マネジメントシステムの目的の達成を合理的に確保することにより、高品質の業務の一貫した実施を可能にすること
 - 高品質の業務は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して、計画、実施及び報告することにより達成される。
 - 職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠するためには、職業的専門家としての判断を行使するとともに、業務の種類において該当する場合は、職業的懐疑心を発揮する。
- ガバナンスとリーダーシップに関して、監査事務所に設定が求められる品質目標の一つとして、以下の事項が定められている。(ISQM 1第28項(a)(i))
 - 監査事務所は、高品質の業務を一貫して実施することにより公共の利益に貢献するという監査事務所の役割を認識し、強調する文化を通じて、品質へのコミットメントを示す。

3. 全般的な論点

(3) 職業的専門家としての判断

■ 監査事務所レベルでの職業的専門家としての判断

- ISQM 1は、監査事務所に対し、品質マネジメントシステムのデザイン、適用及び運用を求めており、その際、監査事務所の状況や実施する業務の内容を考慮した上で、職業的専門家としての判断を行使することを要求（ISQM1第19項）
 - ✓ 監査事務所の品質マネジメントシステムを、監査事務所の状況や実施する業務の内容に応じて適切に対応させるために、職業的専門家としての判断を行使することが必要
- 職業的専門家としての判断について、定義を設定（ISQM 1第16項(o)）

3. 全般的な論点

(4) 品質マネジメントシステムの責任

- 監査事務所に対して、以下が要求される。(ISQM1 第20項)
 - 監査事務所の理事長又は適切な場合は理事会等が、品質マネジメントシステムの最終的な責任と説明責任を負うこと
 - 品質マネジメントシステムの運用に責任を有する者を選任すること
 - 品質マネジメントシステムの以下の領域に責任を有する者を選任すること
 - 独立性の規定の遵守
 - 監視及び改善活動

3. 全般的な論点

(5) 適用の柔軟性(Scalability)

- 品質マネジメントアプローチの導入による最も重要な便益は、各監査事務所の状況や実施する業務の内容に応じて適合した品質マネジメントシステムの整備及び運用が行われ、適用の柔軟性の問題に対処できること
- 現行のISQC 1のアプローチはより細則主義的であり、リスクに応じたアプローチになっていないため、適用の柔軟性が欠如
- IAASBは、特に適用初年度においては、各監査事務所において、品質マネジメントアプローチの導入のために多くの時間やリソースが必要となるが、品質マネジメントシステムが各監査事務所の状況により応じたものになる結果、最終的には、監査事務所のリソースのより効率的な利用と業務の品質の向上につながると考えている。
- IAASBは、要求事項の強化により監査事務所の責任は増加するが、業務の品質の向上のために必要な改正と考えている。

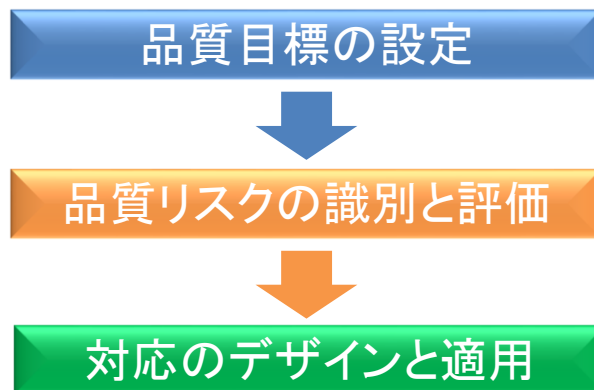
3. 全般的な論点

(5) 適用の柔軟性(Scalability)

- ISQM 1は、適用の柔軟性の確保のため、品質マネジメントアプローチの導入に加え、以下を実施
 - 序説において、基準の適用の柔軟性について説明(ISQM 1第10項)
 - 品質マネジメントシステムの整備及び運用における、監査事務所による職業的専門家としての判断の行使について、様々な個所で説明
 - 監査事務所の状況及び実施する業務の内容の考慮について、様々な個所で説明
 - 監査事務所の状況及び実施する業務の内容によっては、当該監査事務所に関連しない要求事項が存在する場合があることを説明(ISQM 1A29項)
 - 複雑ではない監査事務所に適用した場合と複雑な監査事務所に適用した場合を対比する例示を適用指針に記載(ISQM 1A35項、A39項等)
- 品質マネジメントアプローチの導入において、各監査事務所の状況に応じた品質マネジメントシステムの運用を促進するためには、基準全体の理解がより重要となる。
- そこで、現行のISQC 1の適用指針に設けられていたセクション「小規模な監査事務所に特有の考慮事項」は削除し、関連する適用指針の中で、小規模な監査事務所に適用する際の例示を記載

4. 監査事務所のリスク評価プロセス

- ISQM 1は、監査事務所に対し、業務の品質に影響を及ぼす品質リスクにフォーカスしたアプローチとして、品質リスク評価プロセスをデザインし適用することを要求（ISQM1 第23項）
- 品質リスク評価プロセスは、品質マネジメントシステムの「監視及び改善」を除く他の6個の構成要素に対して適用することを要求
 - 監査事務所は、6個の構成要素に関して、品質リスク評価プロセスを通じて、品質目標を設定し、品質リスクを識別、評価し、対応をデザインし適用することが求められる。
- 品質リスク評価プロセスのデザインは、監査事務所の構成や組織形態（複雑さ）を含む監査事務所の状況に影響を受けることがある。（ISQM 1A39項）



品質目標とは、品質マネジメントシステムの構成要素に関連して、監査事務所によって達成されるべき望ましい結果をいう。

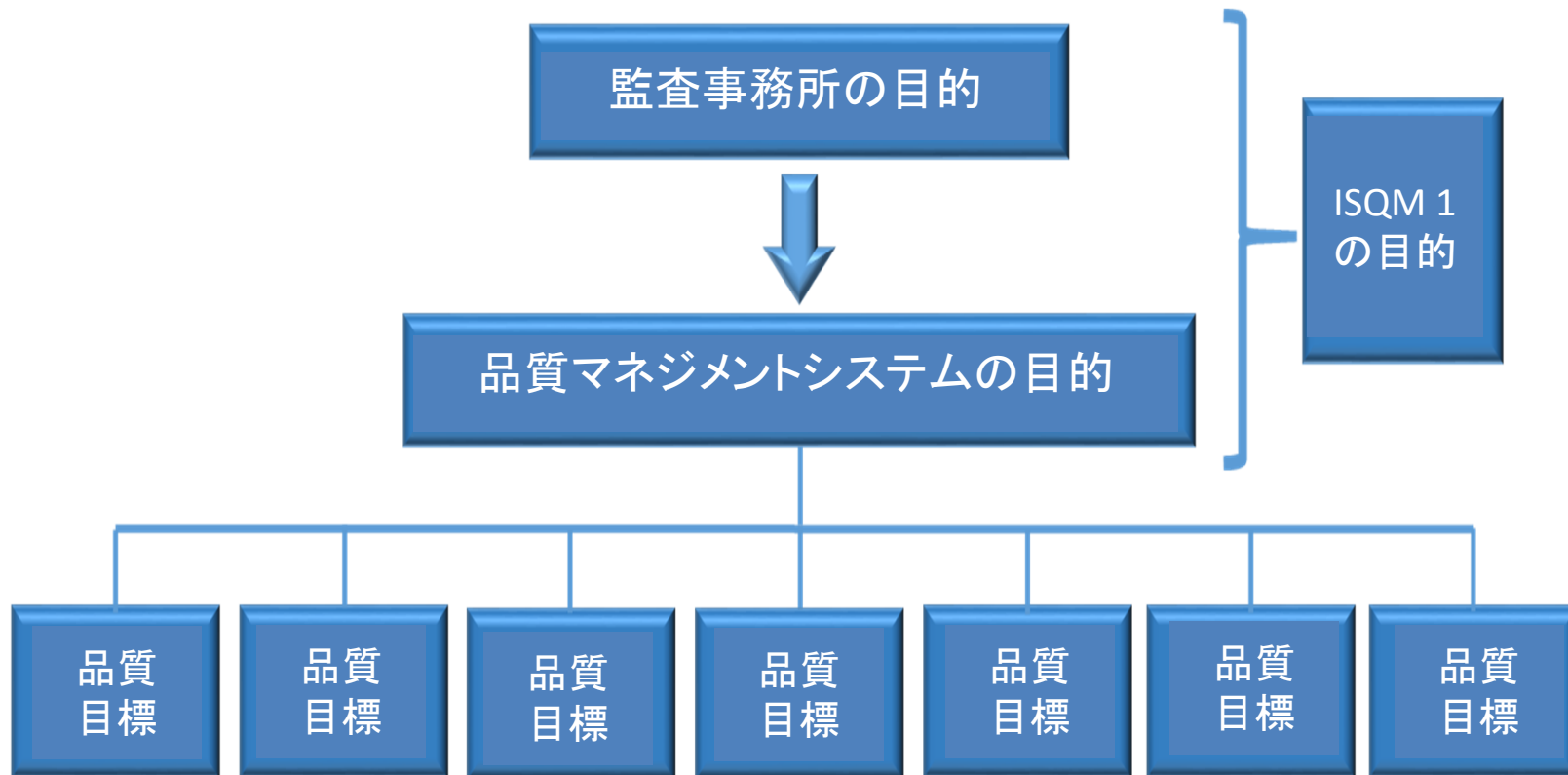
品質リスクとは、発生する可能性、及び、個別に又は他の品質リスクと合わせて品質目標達成に悪影響を及ぼす可能性が、いずれも合理的にあり得るリスクをいう。

対応とは1つ又は複数の品質リスクに対処するための、監査事務所によりデザイン及び適用される方針及び手続をいう。

4. 監査事務所のリスク評価プロセス

(1) 品質目標の設定

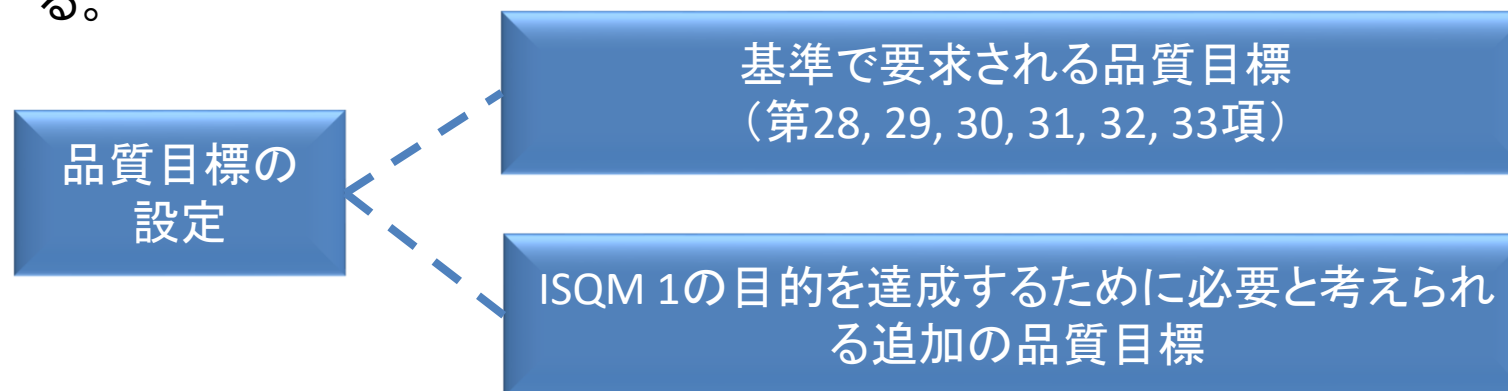
- 品質目標、品質マネジメントシステムの目的、ISQM 1の目的の関係



4. 監査事務所のリスク評価プロセス

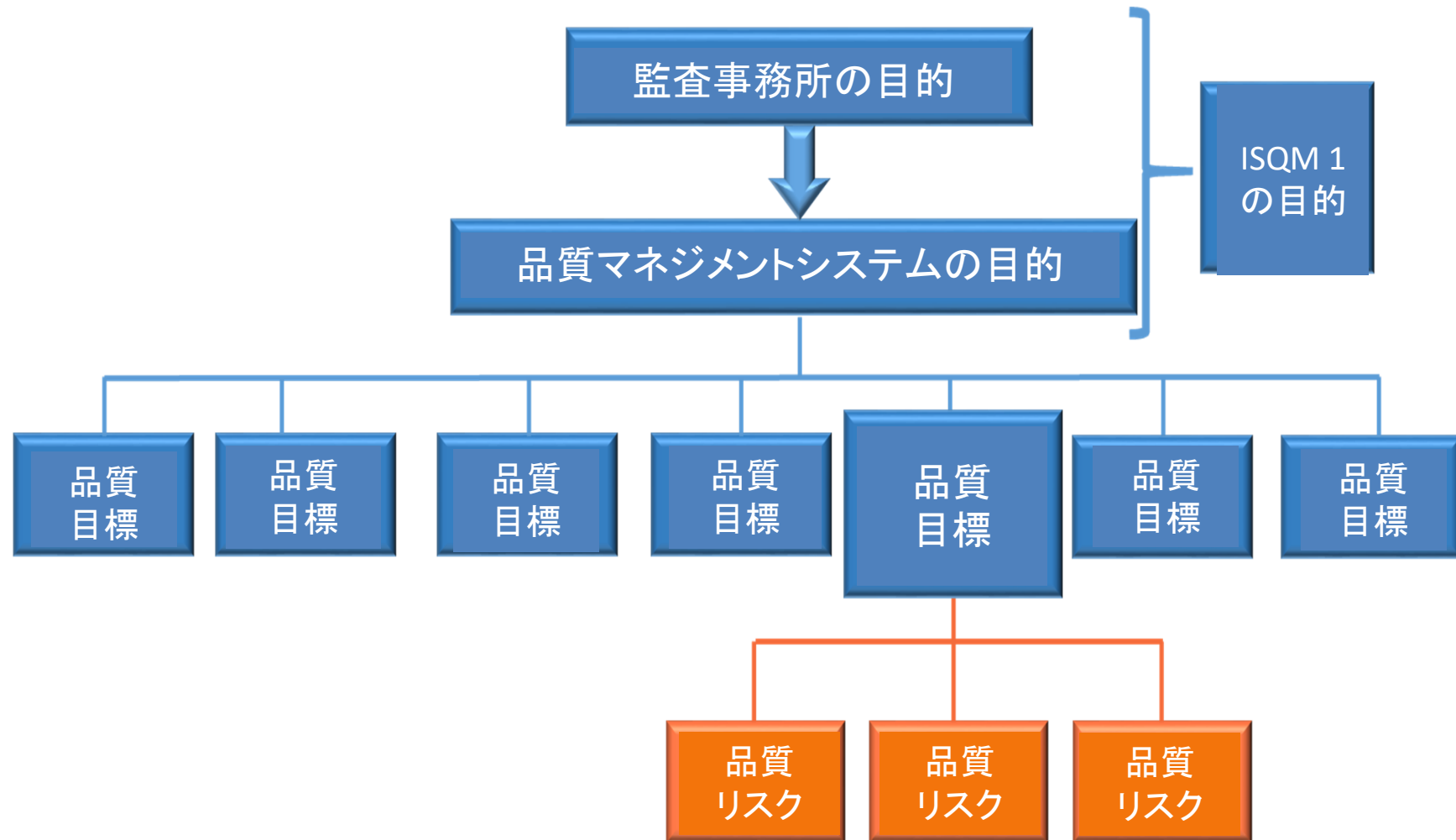
(1) 品質目標の設定

- ISQM 1では、全ての監査事務所に設定が求められる、結果ベースの(outcome-based)品質目標を記載(ISQM 1第28, 29, 30, 31, 32, 33項)
 - 各構成要素の冒頭の要求事項において、各構成要素の品質目標が記載されている。
- ISQM 1に記載されている品質目標は包括的であり、当該目的に適切に対処した場合、監査事務所は品質マネジメントシステムの目的の達成を合理的に確保することが可能
- 但し、監査事務所や実施する業務の状況は様々であるため、ISQM 1は、監査事務所に対し、ISQM 1の目的を達成するため、ISQM 1で求められている以外の追加の品質目標が必要な場合には、当該追加の品質目標を設定することを要求(ISQM 1第24項)
 - 各構成要素の冒頭の要求事項において、各構成要素の品質目標が記載されている。



4. 監査事務所のリスク評価プロセス

(2) 品質リスクの識別と評価



4. 監査事務所のリスク評価プロセス

(2) 品質リスクの識別と評価

- 監査事務所は、対応のデザイン及び適用の基礎を提供するために、品質リスクを識別し評価することが要求される。(ISQM1第25項)
- 品質リスクを識別し評価するために、監査事務所は以下を実施する。
 - i. 品質目標の達成に悪影響を及ぼす可能性のある状況、事象、環境及び行動の有無について理解する。これには、以下が含まれる。
 - 監査事務所の状況に関連して、監査事務所の複雑性や運営上の特徴、意思決定、リソース、法令や職業的専門家としての基準、事業環境、ネットワークの要求事項とネットワークのサービス等
 - 実施する業務の内容に関連して、業務の種類と発行する報告書、業務の対象となる事業体の種類
 - ii. 上記の状況、事象、環境及び行動の有無が、どのように品質目標の達成に悪影響を及ぼす可能性があるか及びその程度について考慮する。
- 発生する可能性、及び、個別に又は他の品質リスクと合わせて品質目標達成に悪影響を及ぼす可能性が、いずれも合理的にあり得るかどうかに関する検討に基づき、監査事務所は、職業的専門家としての判断を行使し、リスクが品質リスクに該当するか決定する。(ISQM1A46項)
 - 全てのリスクが品質リスクに該当するわけではない。

4. 監査事務所のリスク評価プロセス

(2) 品質リスクの識別と評価

- ISQM1は、品質目標と異なり、全ての事務所に識別・評価が求められる品質リスクを特定していない。
 - 品質マネジメントアプローチの趣旨に反して、チェックリスト的なアプローチが行われることを回避するため
- ISQM 1は、監査事務所に対し、監査事務所の状況及び実施する業務の内容を考慮し、ISQM 1で求められる品質目標及び(該当する場合)追加で設定した品質目標に対する品質リスクを識別し評価することを要求
 - 品質リスクは、各監査事務所に応じてカスタマイズされたものとなることを想定

4. 監査事務所のリスク評価プロセス

(3) 対応のデザインと適用

■ 定義

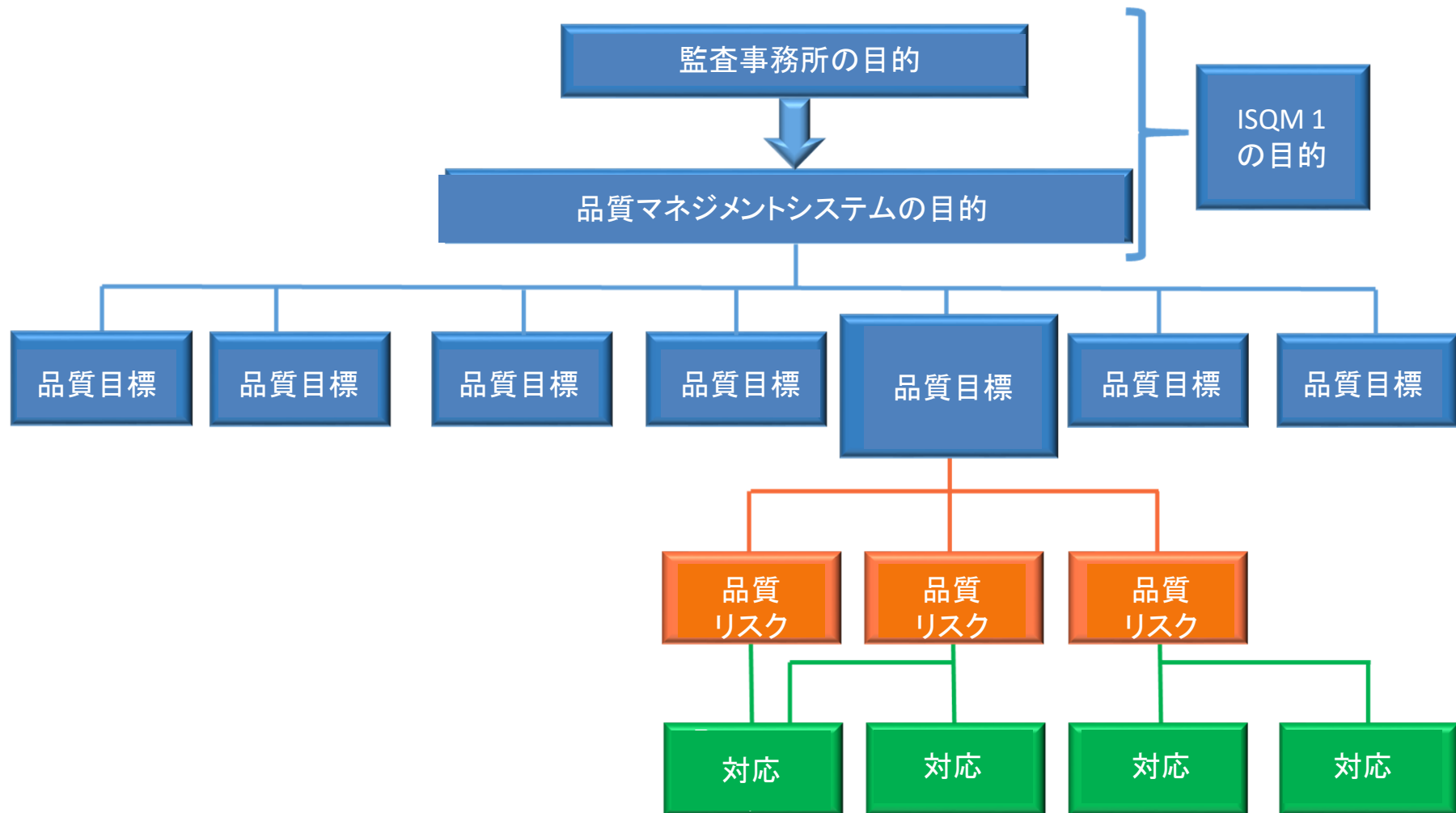
- ISA 315(改訂)「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」の「コントロール(Controls)」の定義(COSO 内部統制の統合的フレームワークの定義を参考に新たに設定)をベースに、以下の通り設定

対応(Response):

監査事務所が、一つ以上の品質リスクに対処するためにデザインし適用する方針又は手続をいう。

- 方針とは、品質リスクに対処するためにすべきこと又はすべきでないことを示すものをいい、文書化されていることもあれば、伝達の中で明示的に述べられていることもあり、行為や意思決定を通じて黙示的に示されていることもある。
- 手続とは、方針を実施するための具体的な行為をいう。(ISQM 1 第16項(u))

4. 監査事務所のリスク評価プロセス (3) 対応のデザインと適用



4. 監査事務所のリスク評価プロセス

(3) 対応のデザインと適用

■ 対応のデザインと適用

- 監査事務所は、品質リスクの評価の根拠(発生可能性や品質目標への影響)に基づき、それに対応する形で、品質リスクに対処するための対応をデザインし、適用することが求められる。(ISQM1 第26項)
- ISQM 1では、全ての監査事務所にデザインし、適用することが求められる特定の対応を、独立のセクションで定めている。(ISQM 1 第34項。次スライド参照)監査事務所の対応には、これらを含めなければならない。(ISQM1 第26項)
- 但し、第34項で求められる特定の対応のみでは、品質マネジメントシステムの目的を達成するためには不十分である。(ISQM1 A116項)

4. 監査事務所のリスク評価プロセス

(3) 対応のデザインと適用

■ 全ての監査事務所にデザイン及び適用が求められる特定の対応 (ISQM1第34項) (1/2)

- 以下に係る方針及び手続を定める。
 - 職業倫理規程の遵守に対する脅威の識別、評価及び対応
 - 職業倫理規程の違反の識別、伝達、評価、報告及び対応等
- 全ての専門要員から、少なくとも年に1度、独立性の遵守に関する確認書を入手する。
- 職業的専門家としての基準及び法令等に基づいて実施する業務の失敗や、ISQM1に基づく監査事務所の方針及び手続の非準拠に関する不服と疑義の申立てを受領し、調査し、解決するための方針及び手続を定める。
- 契約の締結を辞退する原因となる情報を契約締結後に入手した場合等に対処するための方針及び手続を定める。

4. 監査事務所のリスク評価プロセス

(3) 対応のデザインと適用

■ 全ての監査事務所にデザイン及び適用が求められる特定の対応 (ISQM1第34項) (2/2)

- 以下に関する方針及び手続を定めること。
 - 上場会社の財務諸表監査において、品質マネジメントシステムが、どのように高品質な監査の一貫した実施を支援するかについて、監査役等とのコミュニケーションを要求すること
 - 上記以外で適切な場合には、監査事務所の品質マネジメントシステムについて外部の利害関係者とのコミュニケーションを行うこと
 - 上記のコミュニケーション時に提供する情報
- 以下の業務に対して、ISQM2に準拠した審査を求める方針及び手続を定め、審査を要求すること。
 - 上場会社の財務諸表監査
 - 法令等で審査が要求されている監査又はその他の業務
 - 監査事務所が、一つ以上の品質リスクに対処するための適切な対応として審査を決定した監査又はその他の業務

4. 監査事務所のリスク評価プロセス

(3) 対応のデザインと適用

■ 監査事務所又は実施する業務の状況の変化

- 監査事務所又は実施する業務の状況の変化により、品質目標の追加、品質リスクや対応の追加又は修正の必要性を示唆する情報を識別するための方針及び手続を定めることが求められる（ISQM1 第27項）。
 - ✓ 監査事務所は、上記の情報を識別した場合、当該情報を検討し、必要な場合には、品質目標、品質リスク又は対応の追加又は修正等を行うことが求められる（ISQM 11 第27項）。
 - ✓ 監視活動において識別された不備への対処において、改善措置に、追加の品質目標、品質リスク又は対応の追加又は修正が含まれることがある（ISQM 1 A171項（監視及び改善））。

5. ガバナンスとリーダーシップ

- ISQM 1は、業務の品質にとって最重要の構成要素として、「ガバナンスとリーダーシップ」を「リスク評価プロセス」の全体説明の次に記載している。
- 監査事務所のガバナンスとリーダーシップに関して、以下の品質目標を定めることが求められている。(ISQM1第28項)
 - 監査事務所は、以下を認識し強化する風土を通じて、品質に対するコミットメントを示す。
 - 高品質な業務を一貫して実施することにより公共の利益に貢献するという、監査事務所の役割
 - 職業的専門家としての倫理、価値、行動の重要性
 - 業務の実施における品質や品質マネジメントシステムにおける行動に対する、全ての専門要員の責任と、期待される姿勢
 - 財務又は事業上の優先事項を含む、監査事務所の戦略的意思決定及び行動における品質の重要性
 - リーダーシップの品質に対する責任と説明責任
 - リーダーシップが行動と姿勢で示す品質に対するコミットメント
 - 品質マネジメントシステムのデザイン、適用及び運用を可能にする組織構造等
 - 品質に対するコミットメントに準拠したリソースの計画、取得及び配分等

6. 職業倫理規程

- 監査事務所は、独立性を含む、関連する職業倫理に関する規定を遵守する責任を果たすことに対して、以下の品質目標を定めることが求められる（ISQM1 第29項）
 - 監査事務所と専門要員は、監査事務所とその業務が対象となる職業倫理規程を理解し、関連する責任を果たす。
 - 職業倫理規程の対象となるネットワーク、ネットワーク事務所、それらに属する個人、又はサービスプロバイダー等は、適用される職業倫理規程を理解し、関連する責任を果たす。

7. 契約の新規の締結及び更新

- 監査事務所は、契約の新規の締結及び更新に対して、以下の品質目標を定めることが求められる(ISQM1 第30項)。
 - 契約の新規の締結及び更新が適切かどうかに関する監査事務所の判断が、以下に基づいて適切に行われていること
 - 業務の内容及び状況と、関与先(経営者及び適切な場合は監査役等を含む)の誠実性及び倫理的価値観に関して入手した情報
 - 職業的専門家の基準及び法令等に準拠して業務を実施するための、監査事務所の能力
 - 監査事務所の財務及び事業上の優先事項が、契約の新規の締結及び更新に関する不適切な判断を導かないこと

8. 業務の実施

- 監査事務所は、高品質な業務の実施に対して、以下の品質目標を定めることが求められる（ISQM1 第31項）。
 - 業務チームは業務に関する責任を理解し、履行する。これには、該当する場合、業務執行責任者が、業務の品質を管理し達成するとともに、十分かつ適切に業務に関与する全般的な責任を含む。
 - 業務チームの指示及び監督の内容、時期及び範囲と、実施した作業の査閲は、業務の内容及び状況、並びに業務チームが利用可能なリソースに基づいて適切である。また、より経験の浅い業務チームのメンバーは、より経験のあるメンバーによって、指示、監督及び査閲される。
 - 業務チームは、適切な職業的専門家としての判断を行使するとともに、業務により該当する場合、職業的懐疑心を発揮する。
 - 判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項に関する専門的な見解の問合せが実施され、同意された結論が実施される。
 - 業務チーム内、業務チームと審査担当者又は品質マネジメントシステムの担当者との間の見解の相違は、監査事務所に報告され、解決される。
 - 調書は報告書日後、適時に最終的な整理が完了される。そして、監査事務所の必要性を満たし、法令等、職業倫理規程又は職業的専門家の基準に準拠するために、適切に管理し、保管される。

9. リソース

- ISQM 1では、リソース(資源)として、従来の「専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任」における人的資源に加え、テクノロジー資源、知的資源及びサービスプロバイダーについて取り扱い、それぞれの品質目標の設定を要求(ISQM1第32項)
- 監査事務所は、品質マネジメントシステムにおいて、外部のサービスプロバイダーを利用する場合がある(例えば、市販のITアプリケーションの利用)。ISQM 1では、監査事務所の品質マネジメントシステムにおけるサービスプロバイダーの利用に関する規定を新設(ISQM 1 第32項、A105-A108項)

9. リソース

(1) 人的資源

- 監査事務所が、事務所の品質マネジメントシステムのデザイン、適用及び運用を適時に行うために、適切な資源の取得、開発、利用、維持及び配分に関して、以下の品質目標を定める。(ISQM1第32項)
 - 人的資源
 - 高品質の業務を一貫して実施し、品質マネジメントシステムに関する行動を行い責任を果たすための適正及び能力を有する専門要員の雇用、教育、維持
 - 専門要員は、その行動と姿勢を通じて品質に対するコミットメントを示し、適切な能力の開発及び維持を行い、適時の評価等を通じて認識されること
 - 品質マネジメントシステムの運用又は業務の実施のため、事務所内の専門要員では十分又は適切ではない場合、外部(ネットワーク、ネットワーク内の他の事務所又はサービスプロバイダ)の者を利用すること
 - 高品質な業務の一貫した実施のために、適切な適正、能力及び十分な時間を有する業務執行責任者の選任を含む、業務チームメンバーの選任
 - 適切な適正、能力及び十分な時間を有する個人を、品質マネジメントシステムの活動に選任すること

9. リソース

(2)テクノロジー資源、知的資源、サービスプロバイダー

➤ テクノロジー資源

- 監査事務所が、事務所の品質マネジメントシステムの運用及び業務の実施のために、適切なテクノロジー資源の取得、開発、維持及び利用を行うこと

➤ 知的資源

- 監査事務所が、品質マネジメントシステムの運用と高品質の業務の一貫した実施を可能にする適切な知的資源の取得、開発、維持及び利用を行うこと。当該知的資源が職業的専門家としての基準及び適用される法令等（該当する場合）と整合していること。

➤ サービスプロバイダー

- サービスプロバイダーからの人的資源、テクノロジー資源又は知的資源は、監査事務所の品質マネジメントシステム及び業務の実施において利用することが適切であること。

10. 情報とコミュニケーション

- 現行のISQC 1は、品質管理システムを通じた情報とコミュニケーション及び業務チームにおける情報のコミュニケーションの必要性について、明示的に取り扱っていない。
- ISQM 1では、品質マネジメントシステムの構成要素として「情報とコミュニケーション」を新設
- 監査事務所における情報システムに関する要求事項を記載し、双方向のコミュニケーションの重要性を強調(ISQM 1 第33項(b) (c))
- ISQM 1では、監査事務所は、外部の利害関係者とのコミュニケーションに関する品質目標を定めることが求められることを記載 (ISQM 1 第33項(d))
- 外部の利害関係者とのコミュニケーションに関しては、以下について適用指針を設けている。
 - ネットワーク内、又はネットワーク及びサービスプロバイダーに対するコミュニケーション (ISQM1 A113項)
 - 外部の第三者とのコミュニケーション (ISQM1 A114項)
 - 品質マネジメントシステムに関する情報に関して、法令等により禁止される可能性がある外部とのコミュニケーション (ISQM1 A115項)

11. 監視及び改善

- ISQM 1では、以下を含め、監視及び改善に関する要求事項を大幅に強化
 - 監視及び改善活動は、業務の品質と品質マネジメントシステムの積極的かつ継続的な改善を促進する(ISQM1A138項)。
 - 例えば、迅速な不備の識別により、監査事務所は適時かつ効果的に不備を改善することができる。不備の識別はまれ(unusual)なことではなく、品質マネジメントシステムの重要な側面である。(ISQM1A138項)
 - 現行のISQC 1の要求事項は、主に完了した業務の定期的な検証を扱っていたが、ISQM1では、システム全体の監視について取り扱っている。
 - 監視活動の内容、時期及び範囲の決定において考慮する事項に、外部の検査結果その他の情報が含まれることを記載している(ISQM 1 第37項(f))。
 - 発見事項(findings)が不備(deficiencies)に該当するかどうかの判断において、職業的専門家としての判断を行使する(ISQM 1 A159項)。
 - 不備の重大性と広範性を評価する際に、不備の根本原因分析を実施することを要求している(ISQM 1 第41項(a))。

11. 監視及び改善

(1) 監視活動(業務の定期的な検証含む)

■ 監視活動の内容、時期及び範囲の決定

- ISQM 1の要求事項において、監視活動の内容、時期及び範囲を決定する際に監査事務所が考慮する要因を記載(ISQM 1 第37項、A139-A142)
- 監視活動には、進行中の業務の検証(inspection of in-process)が含まれることがある(ISQM1 A140)

■ 業務の定期的な検証

- 業務の定期的な検証に関して、現行のISQC 1では、業務執行責任者ごとに少なくとも一定期間ごとに一つの完了した業務について、定期的な検証を実施することが要求されているが、当該要求事項は柔軟性が欠けているとの指摘がある
- ISQM 1では、対象となる業務と業務執行責任者の選定に関し、以下を考慮することを求めている(ISQM1 第38項)
 - ✓ 監視活動の内容、時期及び範囲を決定する際に監査事務所が考慮する要因(ISQM 1第37項)これには、外部の検査結果その他の情報が含まれる
 - ✓ 監査事務所が実施するその他の監視活動
 - ✓ 業務責任者ごとに少なくとも一定期間ごとに一つの完了した業務が選定されること(例えば、財務諸表監査は3年、監査以外の業務は5年とし、状況に応じて年数を増減させる方針及び手続を定めることがある。(ISQM1A153項))

11. 監視及び改善

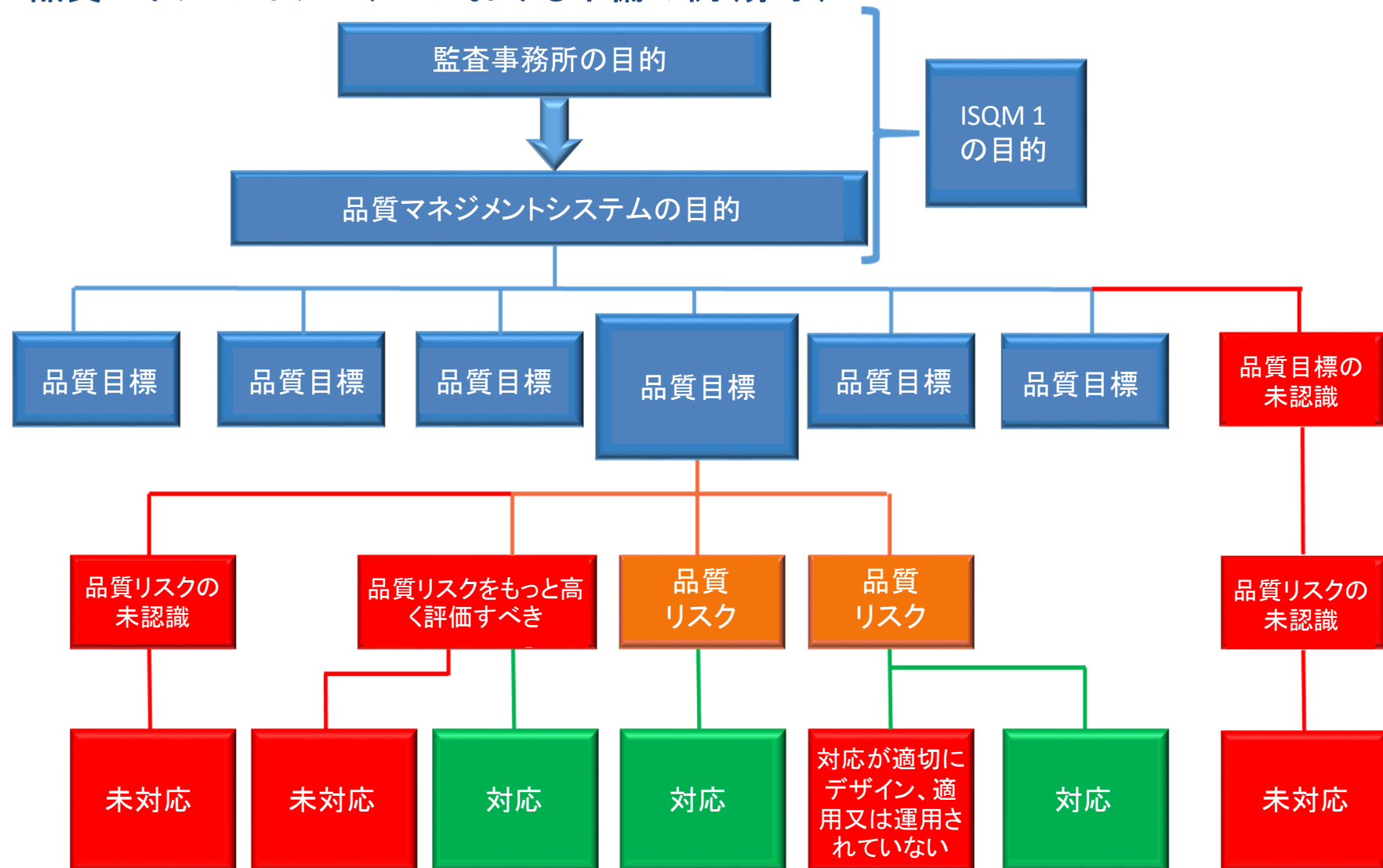
(2) 発見事項の評価及び不備の識別

- 品質マネジメントシステムにおける発見事項は、監視活動、外部の検査結果及びその他の関連情報から集約された、品質マネジメントシステムのデザイン、適用及び運用に関する情報であり、1つ以上の不備の存在を示唆するものである。(ISQM1第16項(h))
- 品質マネジメントシステムにおける不備は、以下の場合に存在 (ISQM1第16項(a))
 - 品質マネジメントシステムの目的の達成のために要求されている品質目標が定められていない
 - 品質リスクが、識別又は適切に評価されていない
 - 対応が適切にデザイン、適用又は運用されていないため、品質リスクを許容可能な低い水準に抑えていない
 - 本ISQMの特定の要求事項に対処していないため、品質マネジメントシステムの特定の側面が欠如している、又は、適切にデザイン、適用若しくは有効に運用されていない

11. 監視及び改善

(2) 発見事項の評価及び不備の識別

■ 品質マネジメントシステムにおける不備の例(赤字)



11. 監視及び改善

(2) 発見事項の評価及び不備の識別

- 監査事務所は、発見事項を個別に又は他の発見事項と合わせて評価し、不備が存在するかどうかを決定しなければならない(ISQM1 第40項、A10)。決定の際には、職業的専門家としての判断を行使する(ISQM1 A159)
 - 必ずしもすべての発見事項(業務に関する発見事項を含む。)が、不備に該当するわけではない。
- 監査事務所は、識別した不備の重大性(severity)と広範性(pervasiveness)を評価しなければならない。その際、以下を実施する。(ISQM1 第41項)
 - 識別した不備の根本原因分析を実施する。根本原因分析の内容、時期及び範囲を決定する場合、識別した不備の内容と想定される重大性を考慮する。
 - 識別した不備が、個別に又は集計して品質マネジメントシステムに及ぼす影響を評価する。
- 発見事項の評価、不備の識別、及び識別した不備の重大性と広範性の評価(根本原因分析を含む)は、相互に関連するプロセスの一部であり、直線的なプロセスではない(ISQM1 A161項)。
- 不備の根本原因分析により、不備の重大性と広範性の評価と共に、適切な改善措置を行うことが可能になる(ISQM1 A165)。識別した不備が関連する状況と同様の状況において、なぜ不備が生じていないのかについて、考慮することがある(ISQM1 A167)。

11. 監視及び改善

(2) 識別した不備への対応

- 監査事務所は、根本原因分析の結果に対応して、識別した不備に対処するための改善措置をデザインし適用しなければならない(ISQM1 第42項)
- 監視及び改善活動の運用責任を有する者は、以下を行わなければならない(ISQM 1 第43項)
 - 改善措置が識別した不備及びその根本原因に対処するため適切にデザインされていることの評価、及び改善措置が適用されていることの判断
 - 以前に識別された不備に対処するために適用された改善措置が有効であることの評価

11. 監視及び改善

(3) 監視及び改善プロセスの監視

- 不備には、監視及び改善プロセス自体の不備が含まれることを記載(ISQM 1 第40項)
 - 監視及び改善プロセス自体の有効性に関する情報は、外部の検査結果、監視活動(例えば、不備の根本原因分析の結果、監査事務所の監視活動によって発見されていない追加の不備が判明した場合)、その他の情報(例えば、ネットワークによる監視活動)によって判明する場合がある(ISQM 1A162項)
- 監視活動の内容、時期及び範囲を決定する際に考慮する要因には、監視及び改善プロセス自体のデザインが含まれている(ISQM1 第37項(c))。監視及び改善プロセスがどのようにデザインされているかは、監視及び改善プロセスがその目的を達成しているかを監査事務所が判断するための監視活動に影響を及ぼすことがある。(ISQM1A144項)

12. ネットワーク

- ISQM 1は、監査事務所が、ネットワークの要求事項やネットワークのサービスに過度に依拠しているとの指摘があることを受け、ネットワークの要求事項及びネットワークのサービスに関する要求事項を新設(ISQM 1 第48項から第52項)
- 監査事務所に対し、ネットワークの要求事項及びネットワークのサービスの内容等を理解し(ISQM1 第48項)、これらが監査事務所の品質マネジメントシステムとどのように関連し、どのように適用される必要があるか評価することを求める(ISQM1 第49項)。
 - 監査事務所自身が品質マネジメントシステムに責任を有しており、ISQM1の要求事項に違反して、ネットワークの要求事項に準拠し、又はネットワークのサービスを利用することは許されない(ISQM1 第48項)。

13. 品質マネジメントシステムの評価

- ISQM 1は、監査事務所の品質マネジメントシステムに関する最終的な責任と説明責任を負う者に対し、監査事務所を代表して、少なくとも年に一度、特定の基準日時点において(as of a point in time)監査事務所の品質マネジメントシステムを評価することを要求(ISQM 1第53項)
- 上記の評価に基づき、以下のいずれかに結論付けることを要求(ISQM1 第54項)
 - 品質マネジメントシステムは、その目的が達成されることを合理的に確保している
 - 品質マネジメントシステムは、重大だが広範ではない影響を持つ不備に関する事項を除き、その目的が達成されることを合理的に確保している
 - 品質マネジメントシステムは、その目的が達成されることを合理的に確保していない
- 品質マネジメントシステムに関して結論付ける際には、監視及び改善の結果を利用して、以下の全ての事項を考慮することがある(ISQM1 A190項)
 - 識別した不備の重大性と広範性、品質マネジメントシステムの目的達成への影響
 - 改善措置がデザイン・適用されており、評価時点までに講じられた改善措置が有効かどうか
 - 不備の影響が適切に修正されたか

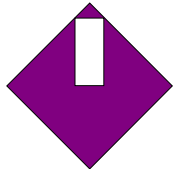
14. 文書化

- 文書化には主に以下を含めることを要求 (ISQM1 第58項)
 - 品質マネジメントシステムの最終的な責任と説明責任を負う者及び品質マネジメントの運用に責任を負う者の名称
 - 監査事務所の品質目標及び品質リスク
 - 対応及び当該対応がどのように品質リスクに対処するのか
 - 監視及び改善に関する以下の記述
 - 実施した監視活動の証拠
 - 発見事項の評価、識別した不備及び関連する根本原因
 - 識別した不備に対処するための改善措置並びに当該改善措置のデザイン及び適用の評価
 - 監視及び改善のコミュニケーション
 - 品質マネジメント・システムの評価において到達した結論の根拠

14. 文書化

■ 適用指針で以下を説明(A203項)

- 文書化の様式は、マニュアル・チェックリスト等の正式な書面から、電子メールやウェブサイトへの掲載等、様々な形を取り得る。
- 文書化の内容や範囲に関する事務所の判断は、以下の要因により影響を受ける場合がある。
 - 監査事務所の複雑性及び拠点の数
 - 監査事務所の実務及び組織の特質又は複雑性
 - 監査事務所が実施する業務の性質及び関与先企業の性質
 - 文書化する事項の性質及び複雑性
 - 品質マネジメントシステムの変更の頻度及び範囲



The Japanese Institute of
Certified Public Accountants

IV. ISQM 2「審査」 ISQM 2 “Engagement Quality Reviews”

1. ISQM2とISQM1 及びISA220との相互関係

■ 審査に関する基準を別に設定する意義

- 審査の重要性の強調
- 審査担当者の適格性、審査の実施及び文書化に関する要求事項の強化
- 監査事務所の責任と審査担当者の責任の区分の明瞭化
- ISQM 1の適用の柔軟性の確保(審査対象業務がない監査事務所に対しても、ISQM1を適用しやすくする)

■ ISQM1との相互関係

- ISQM 1: 審査対象とすべき業務の範囲に関する審査の方針の指針を記載
- ISQM 2: 審査に関するそれ以外の指針を記載

■ ISA220との相互関係

- ISA220には、審査の実施に関する要求事項は含まれないが、審査に関する監査責任者の責任(審査担当者との連携)について記載

■ 「審査」「審査担当者」の用語変更

- ISQM 1における品質マネジメントアプローチの採用を受け、原文における「審査」「審査担当者」の用語を、「Engagement Quality Control Review」「Engagement Quality Control Reviewer」から「Engagement Quality Review」「Engagement Quality Reviewer」に変更

2. ISQM2の目的

- 監査事務所の目的は、適格性を有する審査担当者を選任することを通じて、業務チームによる重要な判断及び到達した結論に対する客観的な評価を実施すること(ISQM2第12項)
 - ISQM2は、監査事務所に対する要求事項と審査担当者に対する要求事項の両方を扱う。
 - 審査担当者は監査事務所から選任されて、審査を実施する。

3. 審査担当者の選任及び適格性

- 業務執行責任者が関与していた業務の審査担当者になることの制限(クーリングオフ期間)
 - 業務執行責任者として関与していた者が審査担当者になる場合、自己レビューや自己利益等の阻害要因が生じ、業務チームが行った重要な判断に対する客観的な判断が阻害される可能性がある。
 - そこで、ISQM2において、監査事務所に対し、審査担当者の適格性に関する方針又は手続において、業務執行責任者が、関与していた業務の審査担当者になることの制限(クーリングオフ期間の設定)を含めることが求められる(ISQM2第19項)。
 - 当該方針又は手続には、業務執行責任者が審査担当者になるまでに、2年間又は関連する職業倫理規程が求める場合はより長い期間のクーリングオフ期間を定めることが要求される(ISQM2第19項)。

3. 審査担当者の選任及び適格性

■ 審査担当者の適性及び能力(十分な時間の確保を含む)

- 監査事務所は、審査担当者の適格性に関する方針又は手続において、審査担当者が審査の実施のための適性及び能力(審査の実施のための十分な時間を有することを含む)と適切な権限を有することを要求(ISQM2第18項(a))
- 適用指針において、関連するガイダンスを記載(ISQM2A5項からA11項)

■ 審査のための適切な権限(Appropriate Authority)

- 適用指針において、審査実施のための適切な権限は、監査事務所における、審査担当者の役割に関する文化の醸成を通じても形成されることを説明(ISQM2A9項及びA10項)

■ 外部リソースの利用

- 小規模な監査事務所の場合、審査担当者として監査事務所外(例えば、ネットワークファーム又はサービスプロバイダー)の者を利用する場合がある。(ISQM2A4項)
- 監査事務所外の者を審査担当者とする場合でも、監査事務所内の者を選任する場合と同じ適格性が求められる

3. 審査担当者の選任及び適格性

■ その他

要求事項において、審査担当者の選任及び適格性に関する監査事務所の方針又は手続として、以下を記載

- 審査担当者を選任する者の適格性(ISQM2第17項)
- 審査担当者の補助者の適格性(ISQM2第20項)
- 審査担当者が審査の実施(補助者の指示、監督及び査閲を含む)に関する責任を負う旨(ISQM2第21項)

4. 審査の実施

■ 審査の実施時期

- 監査事務所は、審査の実施に関する方針又は手続において、審査担当者は業務期間中の適切な時期に審査手続を実施する責任を有することを要求(ISQM2第24項(a))

■ 重要な判断と重要な事項

- 審査担当者は、業務チームから入手した業務に関する情報や監査事務所から伝達された監視活動に関する情報の通読及び理解、並びに重要な事項並びに業務の計画、実施及び報告時になされた重要な判断に関する、業務執行責任者等との討議を行う(ISQM1第25項(a),(b))。
- 上記により入手した情報に基づき、業務チームによる重要な判断に関連して選択された調書の査閲を行う(ISQM2第25項(c))。
- 適用指針において、他の関連するISA等を参照している(ISQM2A35項からA37項)。
 - ✓ 重要な事項:ISA 230「監査調書」において、監査の過程で生じた重要な事項の文書化について扱っている。
 - ✓ 重要な判断:ISA220A39において、重要な判断を伴う領域の例示が示されている。

4. 審査の実施

(参考)ISQM2第25項

審査担当者は、審査の実施の際に以下を実施しなければならない。

- a. 以下の情報を通読し理解すること
 - i. 業務の内容や状況に関して業務チームから入手した情報
 - ii. 監査事務所から提供された、監査事務所の監視及び改善活動に関する情報(特に、識別された不備のうち、業務チームが行った重要な判断を伴う領域に関連する又はそれに影響を及ぼす可能性のあるもの)
- b. 重要な事項及び業務の計画、実施及び報告時になされた重要な判断について、業務執行責任者及び該当する場合は他の業務チームメンバーと協議すること
- c. a.及びb.により入手した情報に基づき、業務チームの重要な判断に関連して選択された調書を査閲し、以下を評価すること
 - 重要な判断(該当する場合、職業的懐疑心の適切な発揮を含む)の根拠
 - 調書は到達した結論を裏付けているかどうか
 - 到達した結論が適切かどうか
- d. 財務諸表監査の場合、独立性に関する職業倫理規程の遵守に関する監査責任者の結論の根拠を評価すること
- e. 判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項に関して、専門的な見解の問合せが適切に行われているかどうか、及び専門的な見解の問合せの結論を評価すること

4. 審査の実施

(参考)ISQM2第25項(続き)

- f. 財務諸表監査の場合、監査業務を通じて監査責任者の関与は十分かつ適切であり、当該監査業務の状況において、行使した重要な判断と到達した結論が適切であると、監査責任者が結論付けた根拠を評価すること
- g. 以下を検討すること
 - i. 財務諸表監査の場合、財務諸表及び監査報告書(該当する場合、監査上の主要な検討事項を含む)
 - ii. 財務諸表のレビュー業務の場合、財務諸表又は財務情報及びレビュー報告書
 - iii. その他の保証業務又は関連業務の場合、業務報告書及び(該当する場合)主題情報

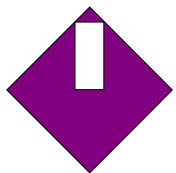
(参考)ISQM2 A32項及びA33項 グループ監査における考慮事項

- a. 大規模かつ複雑なグループ監査の審査担当者は、重要な事項及び重要な判断に関して、構成単位の財務情報に対して監査手続を実施する監査チームの主要なメンバーと討議する必要があることがある。この場合、審査の補助者を利用することがある。
- b. 例えば、構成単位の監査が法令等又はその他の理由により要求されている場合、構成単位の監査に、審査担当者が選任されていることがある。グループ監査における重要な判断が構成単位に関連して行われている場合、グループ監査の審査担当者と構成単位の監査の審査担当者との間のコミュニケーションは、グループ監査の審査担当者がその責任を果たす上で有益な場合がある。

4. 審査の実施

■ 審査の文書化

- 監査事務所の方針及び手続として、以下を設定することを要求
 - 審査担当者が審査に関する文書化の責任を負うこと(ISQM2第28項)
 - 調書に含める形で、ISQM2に従った文書化を求めること(ISQM2第29項)
- 審査担当者に対し、経験豊富な者が、以前に当該業務に関与していなくとも、審査担当者が実施した手続の種類、時期及び範囲並びに審査の結論を理解できるように文書化されていることの判断を要求(ISQM2第30項)



The Japanese Institute of
Certified Public Accountants

V. ISA 220(改訂)「監査業務における品質マネジメント」

ISA 220 (Revised) “Quality Management for an
Audit of Financial Statements”

1. 全般的な論点

(1) ISQM 1・ISQM 2との相互関係

■ ISQM 1

- ISA220は、ISQM1に基づき、監査事務所が設定した品質マネジメントシステムの中で適用されることを前提

■ ISQM 2

- 現行のISA 220には、審査の実施に関する指針が含まれていたが、ISQM 2に移動。ISA220は、審査に関する監査責任者の責任について記載(例:ISA220第36項)

1. 全般的な論点

(2) 監査業務レベルにおける監査事務所の方針又は手続の役割

- 現行のISA220第4項は、監査チームは、監査事務所又は第三者から品質管理のシステムに改善を要する事項が存在する旨の通知がない限り、監査事務所の品質管理システムに依拠できる旨を記載
- ISA220は、序説において、監査チームは、監査責任者の指揮のもと、監査事務所の品質マネジメントシステムにおいて、ISA 220の要求事項の遵守を通じ、以下の責任を有することを記載(ISA220第4項)
 - 個々の監査業務に関連する、品質リスクに対する監査事務所の対応を適用すること
 - 個々の監査業務の状況に応じて、監査事務所の方針又は手続に追加して、監査業務レベルで対応をデザイン及び適用することが必要かどうか決定すること
 - 監査事務所の方針又は手続に従って、監査事務所の品質マネジメントシステムのデザイン、適用及び運用を支援するためにコミュニケーションが要求される、監査チームからの情報を事務所に伝達すること
- 適用指針において、監査責任者が、監査事務所レベルで実施される対応に依拠する場合の例示について説明(ISA220A6項)

1. 全般的な論点

(3) 公共の利益に対する監査の役割及び職業的懐疑心の発揮

- 序説において、以下を記載 (ISA220第6項及び第7項)
 - 高品質の監査業務の一貫した実施により、公共の利益に資すること
 - 職業的専門家としての基準の目的を達成し、適用される法令等の要求事項を遵守するためには、職業的専門家としての判断の行使及び職業的懐疑心を発揮が重要であること
- 適用指針において、職業的懐疑心に関するガイダンス (職業的懐疑心の発揮に対する障害、監査人のバイアス、監査チームが講じることのある措置) を記載 (ISA220A33項からA36項)

1. 全般的な論点

(4) ISA 220の現代化

■ 監査チームの定義の改訂

- 現行ISA220第7項(e)は、監査チームメンバーは「監査事務所又はネットワーク・ファームに所属する者」と定義
- ISA220は、上記に限らず、当該監査業務に関する監査手続を実施した者(外部の専門家・直接支援を提供する内部監査人を除く)は全て「監査チーム」の定義に含まれる(ISA220 第12項(d))。例えば以下も監査チームメンバーに含まれる。
 - ・ ネットワーク外の構成単位の監査人(ISA220A17項)
 - ・ サービスデリバリーセンターで監査手続を実施する者(ISA220A18項)
 - ・ 会計及び監査の特殊な領域で専門知識を有するメンバーとして監査手続を実施する者(ISA220A19項)

■ テクノロジーの進化に伴う適用指針の追加

- 監査業務におけるテクノロジーの活用や考慮事項について説明(ISA220 A63項からA67項)
- 監査チームが適切な適性及び能力を有するかどうかの判断の際に考慮する事項として、監査チームが利用する自動化ツール等に関する知識を記載(ISA220 A71項)

2. 監査責任者の品質に対する責任

- IAASBは、高品質の監査のためには、監査責任者が監査の過程を通じて十分かつ適切に関与することが不可欠と考えており、監査責任者の責任について、関連する改訂を実施
 - リーダーシップの責任(監査環境の醸成等)
 - ⇒「2. (1) 監査業務レベルにおける品質マネジメントの責任」を参照
 - 業務の実施の支援(指示、監督、実施)
 - ⇒「2. (2) 業務の支援」を参照
 - 立ち止まって考えること
 - ⇒「2. (3) 立ち止まって考えること(stand-back)」を参照

2. 監査責任者の品質に対する責任

(1) 監査業務レベルにおける品質マネジメントの責任

- 監査責任者は、監査業務の全体的な品質に責任を有することを強調するため、要求事項において以下を記載
 - 監査の過程を通じて十分かつ適切に関与すること(ISA220第13項)
 - 監査事務所の文化や監査チームメンバーに期待される行動(behavior)を強調した監査環境を醸成すること(ISA220第13項)
 - 監査事務所による品質の追及を反映した明瞭、整合的かつ有効なアクションを講じ、監査チームメンバーに期待される行動を伝達すること(ISA220第14項)
 - ISA220の要求事項の遵守のための手続等のデザインと実施を他の監査チームメンバーに割り当てた場合でも、監査責任者が、監査業務の全体的な品質に責任を負うこと(ISA220第15項)
- 手続等の実施を他の監査チームメンバーに割り当てることができる要求事項は「監査責任者は、～の責任を有さなければならない(the engagement partner shall take responsibility for…)」という表現で記載(ISA 220第9項)
 - 適用指針で、監査責任者自身が行うことが求められる要求事項についても、事務所又は他の監査チームメンバーからの情報に基づき行う場合があることを説明(ISA 220 A22項)

2. 監査責任者の品質に対する責任

(2) 業務の実施

- 指示、監督及び実施に関する指針を、以下を含め大幅に強化
 - 監査責任者に対し、監査の過程で適時に、以下を含む監査調書の査閲を要求 (ISA220第30項)
 - ✓ 重要な事項 (ISA230「監査調書」第8項(c)に参照)
 - ✓ 判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項に関する判断を含む、重要な判断と到達した結論
 - ✓ 監査責任者の責任に関連するその他の事項
 - 適用指針において、重要な判断に関する例示を記載 (ISA220A93項)
 - 監査責任者に対し、監査報告書日前に、財務諸表、監査報告書 (該当する場合、監査上の主要な検討事項を含む) 及び関連する監査調書を査閲することを要求 (ISA220第33項)
 - 監査責任者に対し、経営者や監査役等又は規制当局との正式なコミュニケーション文書を、当該文書を発行する前に査閲することを要求 (ISA220第33項)
 - 監査上の判断の相違に関する要求事項において、監査責任者が実施しなければならない事項を記載 (ISA220第37項及び第38項)

2. 監査責任者の品質に対する責任

(3) 立ち止まって考えること(Stand-Back)

- 監査責任者に対し、監査報告書日の前に、以下の判断を通じて、監査品質のマネジメントと達成に関する全体的な責任を果たしているかどうか判断することを要求(ISA220第40項)
 - 監査責任者が、監査の過程を通じて十分かつ適切に関与し、重要な判断及び到達した結論が、監査業務の状況に応じて適切であると判断できること
 - ISA220の要求事項の遵守に際し、監査業務の状況及びその変化、並びに監査事務所に関連する方針又は手続を考慮していること

3. 職業倫理規程

■ 要求事項において、以下を記載

- 監査責任者は、個々の監査業務に適用される職業倫理規程を理解しなければならないこと(ISA220第16項)
- 監査責任者は、他の監査チームメンバーが、監査業務に適用される職業倫理規程及び以下を含む監査事務所の関連する方針又は手続を認識していることに責任を負うこと(ISA220第17項)
 - ・ 独立性を含む職業倫理規程に対する脅威の識別、評価及び対応
 - ・ 独立性を含む職業倫理規程の違反の原因となる可能性のある状況と、違反に気づいた時の監査チームメンバーの責任
 - ・ 法令違反に気づいた際の監査チームメンバーの責任
- 監査責任者は、職業倫理規程の遵守に対する脅威が存在することを示す事項に気づいた場合、監査事務所の方針又は手続に従って当該脅威を評価し、適切な措置を講じなければならないこと(ISA220第18項)
- 監査責任者は、監査報告書日の前に、独立性を含む職業倫理規程を遵守しているかどうか判断する責任を負うこと(ISA220第21項)

4. 業務実施のためのリソース

- ISQM 1と合わせ、「リソース」には、人材、テクノロジー資源、知的資源が含まれる旨を明示(ISA220A59項)。要求事項において、以下を記載
 - 監査責任者は、監査を実施するための十分かつ適切なリソースが、監査チームに適宜に確保されているかどうか判断しなければならないこと(ISA220第25項)
 - 監査責任者は、リソースが不十分又は不適切と判断した場合、監査事務所の適切な担当者に追加又は代替するリソースの必要性について伝達することを含め、適切な措置を講じなければならないこと(ISA220第27項)

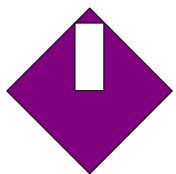
5. その他の重要な改訂点

- 契約の新規の締結及び更新の過程で得た情報
 - 監査責任者は、契約の新規の締結及び更新の過程で得た情報について、監査の計画及び実施の過程で考慮しなければならないことを記載 (ISA220第23項)
- 監査事務所の監視及び改善プロセス
 - 監査事務所の監視及び改善プロセスに関連する監査責任者の責任として、要求事項で以下を記載 (ISA220第39項)
 - ✓ 監査事務所から伝達を受けた監査事務所の監視及び改善プロセスの情報 (該当する場合、ネットワーク又はネットワーク・ファームの監視及び改善プロセスの情報を含む) について理解すること
 - ✓ 上記の情報の監査業務への関連性及び影響を判断し、適切な措置を講じること
 - ✓ 監査の過程で、監査事務所の監視及び改善プロセスに関連する可能性のある情報に留意し、こうした情報を監査事務所のプロセスの責任者に伝達すること
- 監査調書
 - 文書化の方法について適用指針を追加 (ISA220A118項から120項)

ご清聴ありがとうございました。

質問はこちら：

日本公認会計士協会 倫理・監査グループ
rinrikansa@jicpa.or.jp



The Japanese Institute of
Certified Public Accountants



Engage in **the Public Interest**

社会に貢献する公認会計士